

□ よくあるお問い合わせ 【申請手続きについて】

東大阪市 都市計画室 令和2年11月現在

Q1 位置図（付近見取図）とは具体的にどのようなものですか。

A1 特定生産緑地指定を申請する区域が示されたものであれば、特に形式は問いません。市販されている地図や自治会地図等をご活用ください。

Q2 現況写真はどのように撮影すればいいですか。

A2 農地等の状況が分かるものであれば、方向や枚数の指定はありません。例えば道路側から農地等を撮影していただいたもので結構です。

Q3 現況写真はどの時期に撮影すればいいですか。

A3 特定生産緑地指定を申請されるタイミングで結構です。農作物等の生育状況は問いません。

Q4 登記事項証明書と公図はどこで入手できますか。

A4 東大阪市の土地であれば、大阪法務局東大阪支局で入手いただけます。

大阪法務局東大阪支局の住所：東大阪市高井田元町2丁目8番10号 東大阪法務合同庁舎
電話番号：06 - 6782 - 5413

Q5 地積測量図等の面積を示す図面とはどのようなものですか。

A5 土地の一部において特定生産緑地指定の申請を行う際、その区域と面積を示した図面のことです。測量により作成いただいた図面が望ましいですが、登記時に添付された地積測量図や公図に、特定生産緑地指定を申請する区域と面積を示したもので代用することができます。

Q6 印鑑登録証明書はどこで入手できますか。

A6 東大阪市にお住まいの方は、市役所2階市民課、または各行政サービスセンター等で入手いただけます。東大阪市内にお住まいの方は、お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。

Q7 印鑑登録証明書は誰のものまで必要ですか。

A7 農地等利害関係人全ての方の印鑑登録証明書が必要になります。

Q8 農地等利害関係人とは誰が該当しますか。

A8 所有権を有する方（共有名義者も含みます）、地上権や貸借権を有する方、登記された抵当権等を有する方等が該当します。これらの権利は登記事項証明書等で確認してください。

Q9 住所の沿革を証する書面とはどんな時に必要となりますか。

A9 登記事項証明書と印鑑登録証明書に記載された住所が、一致しない場合に必要となります。

Q10 住所の沿革を証する書面とはどのようなものですか。

A10 住民票や戸籍の謄本またはその附票等になりますが、複数回転居されている場合、市内外への転居を行っている場合等、状況に応じて必要となる書面が異なります。詳細はそれぞれの市区町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

Q11 公的機関が発行する証明書類は、原本還付されますか。

A11 原本還付をご希望の場合は、特定生産緑地指定の申請の際にお申し付けください。こちらで複写したのちに原本還付いたします。ただし、必ず原本をお持ちください。

□ よくあるお問い合わせ 【申請手続きについて】

東大阪市 都市計画室 令和2年11月現在

Q12 複数の土地において特定生産緑地指定の申請を行う際、重複する農地等利害関係人の印鑑登録証明書や、1枚の公図に申請する複数の土地が記載されている場合でも、土地ごとに複数枚必要ですか。

A12 複数の土地で共通する農地等利害関係人の印鑑登録証明書は、1枚で結構です。また、1枚の公図に申請される複数の土地が記載されている場合も、同様に1枚で結構です。

Q13 登記事項証明書等は法務局のウェブサイトから取得できるもので申請可能ですか。

A13 法務局のウェブサイトから入手できる登記事項証明書等は、法務局ウェブサイトにも記載のとおり、証明効力を有さないため不可とします。

Q14 委任状には何を記載すればいいですか。

A14 委任する方と委任される方の住所氏名及び連絡先と押印、委任される内容（例えば、特定生産緑地指定申請の手続き）、委任された日を記載ください。

Q15 共有名義者が遠方に住んでいる等の理由で、農地等利害関係人の同意が免除になることはありますか。

A15 特定生産緑地の指定にはすべての農地等利害関係人の同意が必要です。そのため、農地等利害関係人の一部において同意をいただけない場合は、特定生産緑地に指定することはできません。

Q16 登記している所有者が死亡したが、相続登記がまだ済んでいない場合、どのように手続きできますか。

A16 法定相続人全ての方を農地等利害関係人に該当するものとして取り扱います。その際、全ての法定相続人を確認する必要がありますので、指定申請書に法定相続人の方々を確認できる書類を添付してください。（例えば、被相続人の相続関連が確認できる戸籍謄本、法務局が証明する法定相続情報がこれに当たります。なお、遺産分割協議書では法定相続人に漏れが無いことを証明できないため、これに充てることはできません。）

Q17 共有名義者が複数いる場合、指定申請書の申請者は誰になりますか。

A17 指定申請書の申請者は、共有名義者のうちの任意の方で結構です。持ち分の大小等は問いません。

Q18 農地等利害関係人が多数いるため、指定申請書の記載欄に書ききれない場合、どうすればいいですか。

A18 指定申請書を複数枚使用してください。その際はお手数ですが、申請者、主たる農業等従事者等の重複する内容についても、改めて記載をお願いします。

Q19 法人の農地等利害関係人の印鑑証明書と代表者事項証明書はどのように入手できますか。

A19 法務局で入手いただけますが、対象となる法人とご相談ください。

Q20 申請は郵送でも可能ですか。

A20 郵送でも可能です。郵送前にお電話いただき、必要書類の確認などをさせていただけると手続きがスムーズです。

□ よくあるお問い合わせ 【申請手続きについて】

東大阪市 都市計画室 令和2年11月現在

Q21 他の市にも生産緑地を所有していますが、その分もまとめて東大阪市の申請できますか。できません。

A21 特定生産緑地の指定は自治体ごとに行うため、生産緑地地区の指定を受けている各自治体にご相談ください。

Q22 特定生産緑地の指定を申請しましたが、その後、故障により農地等として維持できなくなりました。申請を取り下げることができますか。

A22 申請者による取り下げや内容を変更することは、原則できません。特定生産緑地の指定の申請ののちに、主たる農業等従事者が死亡もしくは故障により農地等として維持できなくなった場合は、生産緑地の買取りの申出をご検討ください。買取りの申出ののちに、生産緑地地区の指定が廃止されると、特定生産緑地の指定の申請も取り消されます。

Q23 特定生産緑地の指定により継続される期間は、いつから10年間ですか。

A23 生産緑地地区の指定から30年を経過した日から10年間です。例えば平成4年8月18日に生産緑地地区の指定を受けている場合、指定から30年を経過した日が令和4年8月18日となり、この日から10年間となります。

Q24 平成7年以降に生産緑地地区の指定を受けている対象者に対して、受付期間が始まる旨の個別案内はありますか。

A24 それぞれの地区指定年度ごとに応じて、受付期間が始まる前には個別郵送で案内する予定です。

Q25 農地に関することや、税に関することは、どちらへ問い合わせすればよいですか。

A25 農地に関することは本市農業委員会事務局へ、固定資産税等の市税については本市固定資産税課、相続税等の国税については所轄の税務署（東大阪市内にお住まいの方は東大阪税務署）へお問い合わせください。

■ 東大阪市農業委員会事務局：06 - 4309 - 3292

■ 東大阪市固定資産税課：06 - 4309 - 3141 ~ 3144

■ 東大阪税務署：06 - 6724 - 0001